

日本遺産おのみち観光推進協議会会則

第1章 総則

(目的)

日本遺産おのみち観光推進協議会会則

第1条 本会は、尾道市の観光に関する事業の振興を図る。

(名称)

第2条 本会は「日本遺産おのみち観光推進協議会」と称する。

(所在地)

第3条 本会の事務所は、広島県尾道市新浜二丁目1-15 NPO法人全国仮装まちづくり委員会とする。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的達成のために、次の事業を行う。

- (1) 観光事業に関する調査、研究
- (2) 観光の宣伝及び普及
- (3) 観光施設の計画と促進及び整備、美化清掃
- (4) 観光事業従事員の資質向上
- (5) 特産品の考案開発及び改善指導、販売
- (6) 観光イベントの開催及び観光客の誘致に関すること
- (7) 観光産業の発展に関する事業
- (8) その他本会の目的達成に必要な事業

第2章 会員及び組織

(会員)

第5条 本会の会員は、尾道市に在住もしくは、事業所を有する者で、観光に関係する者及び本会の趣旨に賛同する者(以下「会員」という。)を持って組織する。

2.理事会の推薦により、賛助会員を置くことができる。

(組織)

第6条 本会構成団体は、尾道観光協会、因島観光協会、尾道観光土産品協会、尾道旅館ホテル業組合、NPO法人全国仮装まちづくり委員会で構成する。

(入会)

第7条 本会の会員となるには、入会申込書を会長に提出し、その承認を得るものとする。

(資格の喪失)

第8条 本会の会員は、次の各号に該当するときは、その資格を失う。(1)脱退

(2)除名

2.会員が脱退しようとするときは、その旨を会長に届け出るものとする。3.会員が本会の名誉を毀損し、又は本会の趣旨に違反する行為をしたとき、若しくは、会費の納入を怠ったときは、理事会の決議によりこれを除名することができる。

(会費)

第9条 会員の会費は、総会において定める額とする。

1.会員は、一般企業、個人事業主とする。

2.会員は、年会費として正会員10,000円、準会員3,000円とし、所定の期日までに会費を納入しなければならない。

第3章 役員及び職員

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。(1) 会長1名 (2) 副会長 1名 (3) 理事若干名 (4) 監事1名

2.本会に顧問を若干名おくことができ、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員を選任)

第11条 理事は、会員のうちから総会において選出する。2.会長、副会長は理事のなかから互選する。3.監事は、会長が会員のうちから指名する。

(役員任期)

第12条 役員任期は2か年とする。但し、再任を妨げない。2.欠員の生じた場合、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。3.役員は、その任期が満了の場合でも後任者が就任するまでは、その業務を行う。

(役員職務)

第13条 会長は、会務を統括し、会議のときは議長となる。2.副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代理する。3.理事は、理事会を構成し、協会の運営にあたる。4.監事は会計を監査する。5.顧問は、会長の諮問に応じ協会の指導育成にあたる。

(事務局及び職員)

第14条 本会に事務局を設け、次の職員を置く。事務局長1名、会計1名、書記1名 2.前項の職員は、会長が任命する。

3.事務局長は、会長の命を受け会務を処理する。4.会計は、会計事務を掌る。5.書記は、庶務に従事する。

第4章 会議(会議)

第15条 会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第16条 通常総会は、年1回開催し、予算及び決算の承認並びに事業計画その他 必要な事項を決議する。

2.臨時総会は、会長において必要と認められた時又は会員総数の3分の1以上の 請求があったとき、これを招集する。但し、必要に応じ理事会をもって総会 にかえることができる。

(定足数)

第17条 総会は、会員の2分の1以上が出席しなければ議事を開き、議決 することができない。

2.会員は総会において1個の議決権を有する。(1)会員は、関係事項につき書面又は代理人をもって議決権を行使する

ことができる。3.前項第1号により、議決権を行使するものは出席者とみなす。

(総会議決権)

第18条 次の事項は、総会の議決を得なければならない。(1) 会則の制定及び変更に関すること。

(2) 事業計画及び収支予算の決議に関すること。(3) 事業報告及び収支決算の報告に関すること。

(4) その他重要な事項。

(議事)

第19条 総会の議事は、出席した会員の過半数で決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

予め書面議決によることができる旨を定めて通知した場合は 書面決議することができる。

(理事会)

第20条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって組織する。理事会の権限は次のとおりとする。

(1)予算、決算その他総会に提出する議案を決定すること。(2)その他会則に定めるもののほか、特に重要な事項を決定すること。2.理事会は、会長において必要と認めたときはこれを招集する。

理事総数の3分の1以上の請求があったときは会長は遅滞なく理事

会を招集しなければならない。3.理事会は理事の2分の1以上の出席がなければ、理事会を開催することができない。4.理事会の議事は、出席者の過半数によってこれを定め、可否同数

の場合は議長の決するところによる。

第5章 会計及び事業年度

(経費)

第21条 本会の経費は、会費、助成金、寄付金及びその他収入によってこれに充てる。

2.脱退又は除名された会員の既納会費等は返還しない。

(事業年度)

第22条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月30日に終わる。

附則 この会則は、令和5年6月1日から施行する。